

寒川町学校給食費の管理に関する規則を一部改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第6号

寒川町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

寒川町学校給食費の管理に関する規則（令和5年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「する保護者」の次に「をいう。」を加え、同条第4号ウ中「担任」を「担当」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 概算負担者 学校給食費を概算払で負担する者をいう。

(6) 日額負担者 学校給食費を喫食日数に第4条で規定する日額を乗じて得た額を負担する者をいう。

第3条第1項を次のように改める。

児童又は生徒の喫食に伴い発生する学校給食費は、保護者がこれを概算払で負担する。

第3条に次の1項を加える。

2 教職員等の学校給食費は、教職員等が概算払又は喫食日数に次条で規定する額を乗じて得た日額を負担する。

第4条第1号中「280円」を「350円」に改め、同条第2号中「町立中学校」を「町立中学校等」に、「350円」を「420円」に改める。

第5条第2項各号中「60円」を「70円」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

概算負担者から徴収する額は、次に掲げるとおりとする。

第6条第1項第1号中「4,700円」を「5,900円」に改め、同項第2号中「中学校」の次に「等」を加え、「5,800円」を「7,000円」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、概算払によるものとし、その額は次に掲げるとおりとする。」を「次に掲

げるとおりとする。」に改め、同項第1号中「3,700円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「中学校」の次に「等」を加え、「4,820円」を「5,820円」に改め、同項第3号中「1,000円」を「1,200円」に改め、同項第4号中「中学校」の次に「等」を加え、「980円」を「1,180円」に改める。

第7条第1項中「学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）」を「概算負担者」に、「前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項各号の規定による」を「前条に規定する」に改め、同項ただし書中「学校給食費負担者」を「保護者等」に改め、同条第2項中「学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者は除く。）」を「概算負担者」に改め、「前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項各号の規定による月額を、」を削り、「納入通知書により」を「教育長が指定する方法により」に改め、同条第4項中「学校給食費負担者（第2条第4号エに該当する者に限る。）」を「日額負担者」に、「学校給食を喫食した日数」を「喫食日数」に改め、「納入通知書により」を削る。

第8条第4項中「還付」の次に「又は未納の学校給食費に充当」を加える。

第9条中「学校給食費負担者」を「概算負担者」に改め、同条第1号中「支払い」を「支払」に改める。

第10条中「学校給食負担者」を「学校給食費を負担する者」に改める。

第11条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「基づき」を「準じて」に改める。

附則第2項中「については、」の次に「第2条4号イ、ウ及びエに該当する場合を除き、」を加え、「280円」を「350円」に、「350円」を「420円」に、「4,700円」を「5,900円」に、「5,800円」を「7,000円」に、「3,700円」を「4,700円」に、「4,820円」を「5,820円」に改め、「220円」との次に「、同項第3号中「1,200円」とあるのは「1,000円」と、同項第4号中「1,180円」とあるのは「980円」と」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寒川町学校給食費の管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食（改正後の規則第2条第4号エに該当する者に提供する学校給食を除く。以下この項において同じ。）に係る学校給食費の額について適用し、同日前に提供した学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第2条第4号エに該当する者に提供する学校給食（この規則の施行の日前に喫食を認められた学校給食に限る。）に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。